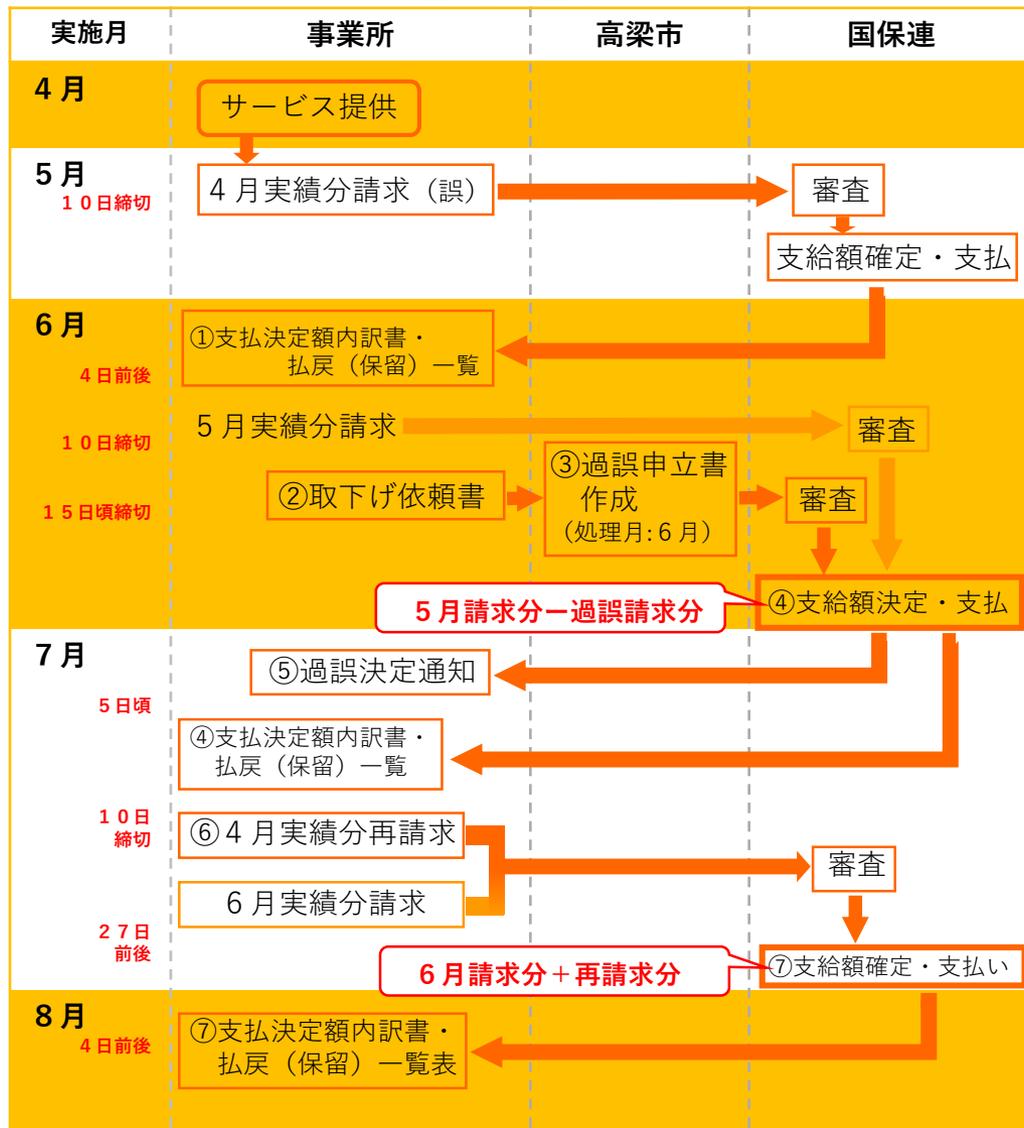


介護報酬の取下げ・再請求の流れ

《 通常過誤 》



※ 4月請求分に誤りに6月に気が付いた場合

① 取下げを行う分が払戻 (保留) 一覧に乗っていないことを確認します。(請求が成立していない場合過誤請求はできません。)

② 「取下げ依頼書」を作成し、毎月の締切日 (15日頃) までに高梁市介護保険課へ提出してください。(対象者の保険者へ提出)

③ 市 (保険者) が、各事業者から提出された「取下げ書」を取りまとめ、「過誤申立て書」を国保連合会へ提出します。

④ 5月実績分から取下げ分 (誤4月実績) が差し引かれた金額が7月に支給されます。

⑤ 取り下げ手続きが完了した請求について、国保連から「過誤決定通知書」が届きます。

⑥ 過誤決定通知書で確認した取下げ完了分について、誤りを訂正の上再請求 (6月実績と同時に) してください。

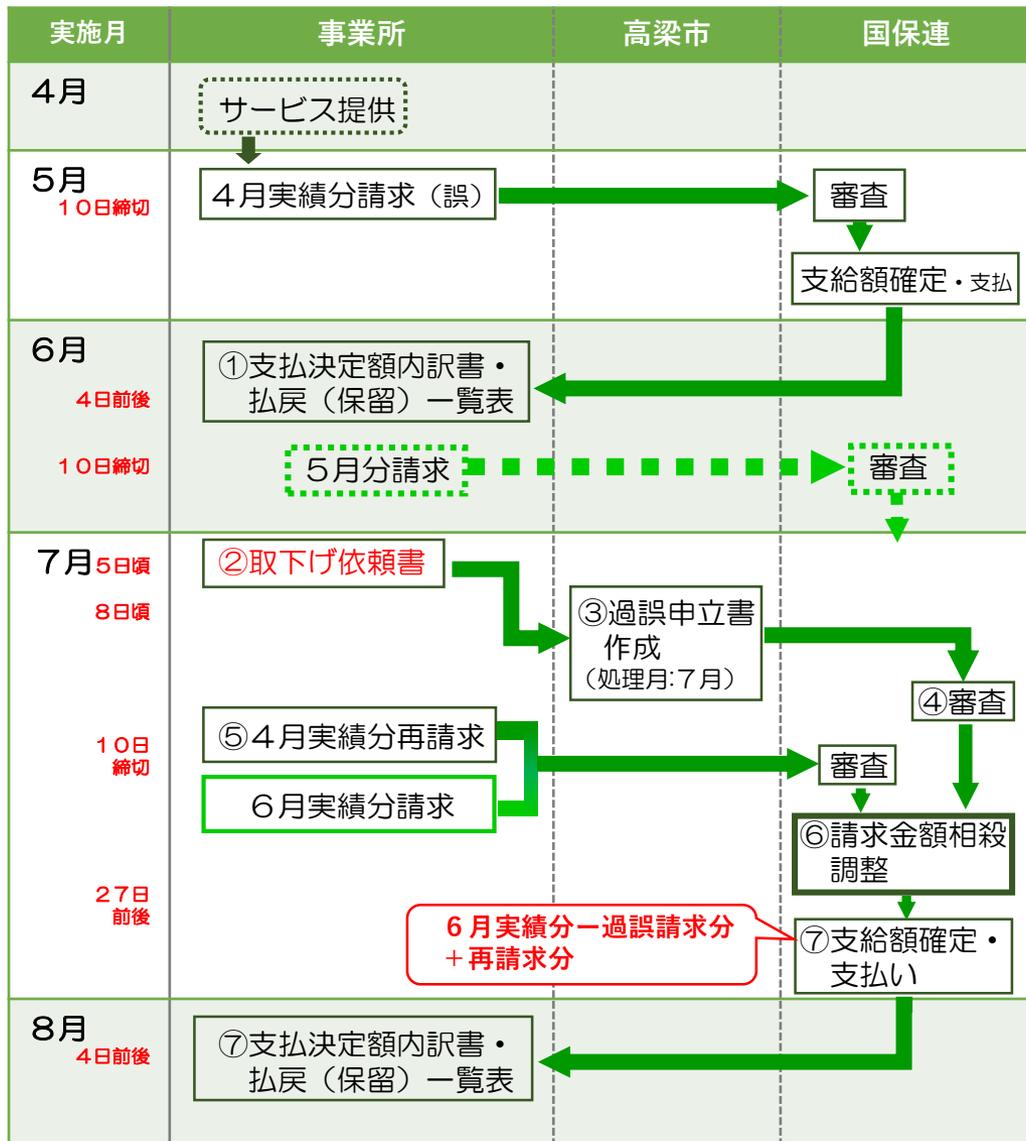
⑦ 7月請求分 (6月実績) と再請求分を合算した金額が支払われます。

◎ 「通常過誤」の場合過誤申立てによるマイナス請求が、直近の支払額を超過していないか確認してください。

※ 取下げ依頼書 6月15日までに提出
処理月: 6月 再請求手続き: 7月

介護報酬の取下げ・再請求の流れ

《 同月過誤 》



※ 4月実績請求分に誤りに6月に気が付いた場合

① 取下げを行う分が払戻（保留）一覧に乗っていないことを確認します。（請求が成立していない場合過誤請求はできません。）

② 「取下げ依頼書」を作成し、毎月の締切日（毎月5日頃）までに高梁市介護保険課へ提出してください。（対象者の保険者へ提出）

③ 市（保険者）が、各事業者から提出された「取下げ書」を取りまとめ、「過誤申立て書」を国保連合会へ提出します。

④ 国保連合会で審査されます。通常過誤とは異なりこの段階では過誤決定通知は交付されません。

⑤ 取下げ依頼を行った請求分について、誤りを訂正のうえ、忘れずに再度請求してください。

⑥ 過誤審査分と今回の請求分を調整し、支給額を算定します。

⑦ 7月請求分（6月実績）と⑥で過誤調整した金額が支払われます。

◎ 「同月過誤」の場合、過誤申立によるマイナス請求が、再請求を行う額と直近の支払額を足した額を超過していないか確認してください。